

告 示

埼玉県告示第百七十四号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

令和七年三月二十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 許可番号

第二〇二三―二三―一号

二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県鶴ヶ島市大字高倉字三角原千二百四十四番一外十筆

三 雨水流抑制施設の容量

容量 千百八十八・二四立方メートル

浸透効果量 ○・〇六〇二一立方メートル毎秒